

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◎
条例

三

次

特別職の職員の給与は、**正する条例**を改めることとする。

職員の給与と関する條例の一部を改正する案

例の一 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改

正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例の一 部を改正する条例

鳥取県農業振興審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県魚市場条例の一部を改正する条例 鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例

鳥取県条例第二十号

鳥取県知事 石破

丁巳年夏月

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

鳥取県屋外広告物条例
警察官の職務に協力せしめた者の災
害による条例の一部を改正する条例

烏取縣農業協同組合

鳥取県當境港魚市場使用料条例

鳥奴果那局設置條例

卷之三

1

と公布する。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

職員の給与に關する条例の一部を改正する条例
例第三号)の一部を次のように改正する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石破二朗

附則
この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年の参議院議員通常選挙から適用する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三十五年十月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

四十一年三月三十一日」に改める。

別表第二の上欄に掲げる学校」に、「昭和三十七年三月三十日」を「それぞれ同表下欄に掲げる期日」に改め、

同項の次に次の一項を加える。

6の二 附則第五項に規定する期日又は附則別表第二の

下欄に掲げる期日経過の際、現に附則別表第一又は附

則表第二の上欄に掲げる学校に勤務する県費負担教職員にかかるべき地手当の支給については、これらの

第五条第二項中「投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人、選舉立會人、選舉分立會人、」を

「選挙立会人、」に改める。

選 挙 長	〃	一選挙につき 1,000円以内
選挙分会長	〃	1,000円以内
審査分会長	〃	1,000円以内
投票管理者	〃	四〇〇円
開票管理者	〃	四〇〇円
選挙立会人	〃	一日につき 三〇〇円
選挙分会立会人	〃	三〇〇円
審査分会立会人	〃	三〇〇円
投票立会人	〃	三〇〇円
開票立会人	〃	三〇〇円
選 挙 長	〃	一選挙につき 1,200円
選挙分会長	〃	1,100円
審査分会長	〃	1,100円
選挙立会人	〃	一日につき 三五〇円
審査分会立会人	〃	三五〇円

に改める。

者が引き続き当該学校に勤務する間は、なお従前の例による。

附則別表第二を次のように改める。

附則別表第二

学 校 名	期	日
上小鶴小学校広瀬分校	昭和三十九年三月三十日	
高麗小学校長田分校	〃	
竹田小学校木地山分校	〃	
山上小学校福万来分校	昭和四十年三月三十一日	
三徳小学校成分校	〃	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。
第十六条第三項中「三十円」を「四十円」に、「二千四百円」を「三千二百円」に改め、同条第五項中「八十五円」を「百二十円」に改め、同条第七項中「八十五円」を「百二十円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル
条例の一部を改正する条例(大

正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条ノ二の次に次の一条を加える。

第十一條第二項中「但シ」の下に「通算退職年金、」を加え、「前ニ」の下に「通算退職年金又ハ」を加える。

退職年金ヲ給ス

一 通算対象期間ヲ合算シタル期間又ハ通算対象期間ト国民年金ノ保険料免除期間トヲ合算シタル期間カ二十五年以上ナルトキ

二 国民年金以外ノ公の年金制度ニ係ル通算対象期間ヲ合算シタル期間カ二十年以上ナルトキ

三 他ノ公的年金制度ニ係ル通算対象期間カ当該制度ニ於テ定ムル老齢・退職年金給付ノ受給資格要件タル期間ニ相当スル期間以上ナルトキ

四 他ノ制度ニ基キ老齢・退職年金給付ヲ受クルコトヲ得ルトキ

第九条ノ四 通算退職年金ニ關シテハ本条例ニ依ル外通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)ニ依ル

通算退職年金ノ年額ハ左ノ各号ニ掲タル金額ノ合算額

鳥取県条例第二十三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「三十円」を「四十円」に、「二千四百円」を「三千二百円」に改め、同条第五項中「八十五円」を「百二十円」に改め、同条第七項中「八十五円」を「百二十円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル
条例の一部を改正する条例(大

正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「退職年金、」の下に「通算退職年金、」を加え、「遺族年金及遺族一時金」を「返還一時金、」を加え、「及遺族一時金」を「返還一時金、遺族一時金及死亡一時金」に改める。

第七条第一項中「年金タル恩給」の下に「(第二号又ハ第三号ノ場合ニアリテハ通算退職年金ヲ除ク)」を加え、同条第二項中「其ノ権利」を「年金タル恩給(通算退職年金ヲ除ク)ヲ受クルノ権利」に改める。

第九条ノ三の次に次の一条を加える。

第九条ノ四 通算退職年金ニ關シテハ本条例ニ依ル外通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)ニ依ル

通算退職年金ノ年額ハ左ノ各号ニ掲タル金額ノ合算額

算上前項第二号ニ掲タル金額ヲ控除ヲ受ケサルコトヲ
希望スル旨ヲ知事ニ申出タルトキハ前二項ノ規定ニ拘
ラス前項第一号ニ掲タル金額ヲ退職一時金トシテ給ス
前項ノ規定ニ依ル退職一時金ヲ受ケタル者ノ当該退職
一時金ノ基礎トナリタル在職年ハ第十八条ノ三第二項
ニ規定スル在職年ニ該当セサルモノトス

第二十四条ノ二中「受ケタル後」を「受ケタル者（前
条第一項但書ノ規定ノ適用ヲ受ケタル者ヲ含ム）」に、
「至リタル者ノ」を「至リタルトキハ其ノ」に、「退職
一時金ノ返還」を「其ノ退職一時金ノ返還」に改める。

第二十四条ノ三の次に次の二条を加える。

第二十四条ノ四 第二十四条第二項ノ退職一時金ヲ受ケ
タル者（第二十四条第一項但書ノ規定ノ適用ヲ受ケタ
ル者ヲ含ム本条第四項及次条第一項ニ於テ同シ）再ヒ
県吏員等トナリ退職シタル場合ニ於テ退職年金ヲ受ク
ル者トナリタルトキハ返還一時金ヲ給ス

前項ノ返還一時金ノ金額ハ其ノ退職シタル者ニ係ル

第一号ニ掲タル金額ヲ超ユルトキハ同号ニ掲タル金額（其ノ額カ同項以下次条第一項及第二十五条ノ二第二項ニ於テ同シ）ニ其ノ者カ前ニ退職シタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ後ニ退職シタル日（退職ノ後ニ公務傷病年金ヲ受クルコトトナリタル者ニ付テハ其ノナリタル日）ノ属スル月ノ前月迄ノ期間ニ応スル利子ニ相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ニ規定スル利子ハ複利計算ノ方法ニ依ルモノトシ其ノ利率八年五分五厘トス

第十八条ノ三第四項ノ規定ハ第二十四条第二項ノ退職一時金ノ支給ニ係ル退職カ二回以上アル者ノ返還一時金ノ額ニ付之ヲ準用ス

第二十四条第四項ノ規定ハ第一項ノ返還一時金ヲ受ケタル者ニ付之ヲ準用ス

第二十四条ノ五第二十四条第二項ノ退職一時金ヲ受ケタル者カ退職シタル後ニ六十歳ニ満チタル場合又ハ六十歳ニ満チタル後ニ退職シタル場合（退職年金又ハ通

ヲ二百四十テ除シ之ニ前項ノ退職ニ係ル退職一時金ノ基礎トナリタル在職年ノ月数ヲ乗シテ得タル額トス
一 二万四千円

二 退職當時ノ給料月額ノ千分ノ六ニ相当スル額ニ二百四十九乗シテ得タル額

前項ノ場合ニ於テ其ノ者ニ係ル第二十四条第二項第三号ニ掲タル金額（以下本項ニ於テ「控除額」ト謂フ）カ同項第一号ニ掲タル金額ヲ超ユルトキハ通算退職年金ノ年額ハ前項ノ規定ニ拘ラス同項第一号ニ掲タル金額ヲ控除額テ除シテ得タル割合ヲ前項ノ例ニ依リ算定シタル額ニ乗シテ得タル額トス

前二項ノ場合ニ於テ第二項ノ規定ニ該当スル退職カ三四

前二項の場合ニ於テ第二項ノ規定ニ依リ算定シタル額トス
テ各々前二項ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額トス
通算退職年金ハ之ヲ受クル者六十才ニ満ツル月迄之ヲ
停止ス

第二十条ノ四第一号中「別表」を「別表第一」に改め
る。
第二十四条第一項に次のたゞし書を加える。
但シ第十九条第一項ノ規定ニ依リ退職年金ヲ受クルコ
トヲ得ルトキ又ハ次項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ナキ
トキハ此ノ限ニ在ラス
第二十四条第二項中「退職當時ノ給料月額ニ相当」スル
金額ニ在職年ノ年数ヲ乗シタル」を「第一号ニ掲クル金
額ヨリ第一号ニ掲クル金額ヲ控除シタル」に改め、同項
に次の二号を加える。
一 退職當時ノ給料月額ニ相当スル金額ニ在職年ノ年
数ヲ乗シテ得タル金額

二、第十八条ノ三第二項ニ定ムル通算退職年金ノ年額
ニ退職ノ日ニ於ケル年齢ニ応シ別表第一ニ定ムル率
ヲ乗シテ得タル金額

第二十四条に次の二項を加える。

算退職年金ヲ受クル者トナリタル場合ヲ除ク)ニ於テ

六十歳ニ満チタル日(六十歳ニ満チタル後ニ退職シタ
ル者ニ付テハ其ノ退職ノ日)ヨリ六十日以内ニ同項第
二号ニ掲クル金額ニ相当スル金額ヲ受クルコトヲ希望
スル旨ヲ知事ニ申出タルトキハ其ノ者ニ返還一時金ヲ
給ス

前条第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ返還一時金ニ付
之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同條第二項中「後ニ退職シ
タル日(退職ノ後ニ公務傷病年金ヲ受クルコトナリ
タル者ニ付テハ其ノナリタル日)」トアルハ「六十歳
ニ満チタル日又ハ後ニ退職シタル日」ト読替ヘル

第二十五条ノ六を第二十五条ノ七とし、第二十五条ノ
五を第二十五条ノ六とし、第二十五条ノ四第一項中「ニ
於テハ十七年ヲ超ユル年月数」を「ニ於ケル当該十七年
ヲ超ユル年月数又ハ恩給法の一部を改正する法律(昭和
二十八年法律第百五十五号)附則第四十二条第一項第二
号ノ規定ニ依リ普通恩給ノ基礎トナルヘキ在職年ノ計算
上加ヘラレルヘキ外國政府職員トシテノ在職年月数」に

第二十五条ノ二及第七十四条ノ規定ハ第一項ノ死亡一
時金ヲ給スル場合ニ付之ヲ準用ス

第七十三条ノ二及第七十四条ノ規定ハ第一項ノ死亡一
時金ヲ給スル場合ニ付之ヲ準用ス

第二十五条ノ七の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ八 通算年金通則法の規定に基づく地方公
務員の取扱いに関する政令(昭和三十六年政令第三百

八十九号以下「通算年金に関する政令」ト謂フ)第四
条ニ規定スル者テ同令第五条ニ定ムル金額ヲ一時恩給

ヲ受ケタル後六十日以内ニ県ニ納付シタルモノ又ハ其
ノ遺族ハ第二十四条第二項ニ規定スル退職一時金ヲ受
スル通算退職年金、返還一時金及死亡一時金ニ関スル
ケタル者又ハ其ノ遺族ト看做シ本条例中県吏員等ニ対

規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十四条ノ四第二項中
「前ニ退職シタル日」及第二十五条ノ二第二項中「退
職シタル日」ドアルハ「通算年金に関する政令第五条
ニ定ムル金額ヲ県ニ納付シタル日」ト読替ヘル

別表を別表第一とし、別表第一の次に次の表を加える。

別表第二

退職時ニ於ケル年齢		率
十八歳未満	二十三歳未満	
二十三歳以上	二十八歳未満	○・九一
二十八歳以上	三十三歳未満	一・一三
三十三歳以上	三十八歳未満	一・四八
三十八歳以上	四十三歳未満	一・九四
四十三歳以上	四十八歳未満	二・五三
四十八歳以上	五十三歳未満	三・三一
五十三歳以上	五十八歳未満	四・三二
五十八歳以上	六十三歳未満	五・六五
六十三歳以上	六十八歳未満	七・三八
六十八歳以上	七十三歳未満	八・九二
七十三歳以上		七・八一
		六・四四
		四・九七

附 則

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六
年四月一日から適用する。ただし、第二十五条、二の
改正規定は、昭和三十七年四月二十七日から、第二十
五条ノ三及び第二十五条ノ四の改正規定は、昭和三十
六年十月一日から適用する。

第二条 改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ

改め、同条を第二十五条ノ五とし、第二十五条ノ三第一
項中「医療団職員トナリタル月(県吏員等)」の下に「又
ハ公務員」を加え、同条第六項中「公務員」を「県吏員
等」に改め、同条を第二十五条ノ四とし、第二十五条ノ
二第一項中「及日本道路公團」を「日本道路公團及阪
神高速道路公團」に改め、同条を第二十五条ノ三とし、
第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ二 第二十四条第二項ノ退職一時金ヲ受ケ
タル者カ通算退職年金又ハ返還一時金ヲ受クルコトナ
ク死亡シタルトキハ其ノ者ノ遺族ニ死亡一時金ヲ給ス
タル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ其ノ死亡シタル日ノ属ス
ル月ノ前月迄ノ期間ニ応スル利子ニ相当スル金額ヲ加
ヘタル金額トス

第二十四条ノ四第三項及第四項ノ規定ハ死亡一時金ノ
額ニ付之ヲ準用ス

恩給法第七十三条中遺族ノ順位ニ関スル規定、同法

関スル条例(以下「改正後の条例」という。)第十八条ノ三の規定による通算退職年金は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の退職に係る退職一時金の基礎となつた在職年に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間における退職につき改正前の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「改正前の条例」という。)第二十四条の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の条例第二十四条第二項第二号に掲げる

金額(その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときまで)における退職につき改正前の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「改正前の条例」という。)第二十四条の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の条例第二十四条第二項第二号に掲げる

は、同号に掲げる金額に相当する金額(以下附則第六条第二項において「控除額相当額」という。)を県に返還したものと該退職一時金の基礎となつた在職年については、この限りでない。

第三条 次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の条例第十八条ノ三の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十一年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十八年

大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十四年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	

2 通算年金通則法第六条第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該

通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分が同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3 第一項の表(大正十一年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。)の上欄に掲げる者で、昭和三十年四月一日以後の県吏員等の在職年がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の条例

第十八条ノ三の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。

第四条 改正後の条例第二十四条の規定は、附則第一条本文の規定にかかわらず、施行日以後の退職に係る退職一時金について適用し、同日前の退職に係る退職一時金については、なお従前の例による。

第五条 施行日前から引き続き県吏員等であつて次の各号の一に該当する者について改正後の条例第二十四条の者が退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を知事に申し出たときは、同条第

一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職時金については、同条第三項の規定を適用する。

二 施行日から三年以内に退職する男子

三 施行日から五年以内に退職する女子

第六条 改正後の条例第二十四条ノ四、第二十四条ノ五又は第二十五条ノ二の規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日前の退職に係る退職一時金（次項の規定により同条例第二十四条第二項の退職一時金とみなされるものを除く。）を含まないものとする。

2 附則第二条ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の退職に係る退職一時金を改正後の条例第二十四条第二項の退職一時金とみなして、同条例第二十四条ノ四、第二十四条ノ五及び

第二十五条ノ二の規定を準用する。この場合において、同条例第二十四条ノ四第二項中「前二退職シタル日」とあり、又は同条例第二十五条ノ二第二項中「退職シ

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十五号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例
の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例（昭和三十一年十二月鳥取県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条 通算年金に関する政令第四条に規定する者で施行日前に一時恩給の支給を受けたものについては、改正後の条例第二十五条ノ八の規定を準用する。この場合において、「一時恩給ヲ受ケタル後」とあるのは、「施行日以後」と読み替えるものとする。

別表の二中「貸付金の種類は、次の六種類とする。」を「貸付金の種類は、次の七種類とする。」に改める。
別表の二の6の次に次のように加える。

7 災害援護資金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付ける資金をいう。

別表の三の表中「療養資金	五〇,〇〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後五年以内
災害援護資金	一〇〇,〇〇〇円	最終貸付けの日から一年以内	すえ置期間経過後六年以内

に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十六号
別表の（機械設備使用料）の五産工部門の項中
「昇降盤」六〇円を「昇降盤
コールドプレス 一回につ
き 一〇〇円」に改める。

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

別表の（機械設備使用料）の五産工部門の項を削る。

鳥取県農業振興審議会設置条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

この条例は、公布の日から施行する。
改める。

附 則

「木材加工」	抽斗鳩尾結合	一組につき	一〇円
板組鳩尾結合	一箇所につき	一〇円	
ルーリターゲル	一時間につき二五〇円		
ホットプレス	"	三三〇円	
太柄切断	"	二〇〇円	に
太柄製造	"	一九〇円	
コッピングレース	"	三八〇円	
木材人工乾燥	一日につき	七〇〇円	

改める。

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県農業振興審議会設置条例の一部を
改正する条例

鳥取県農業振興審議会設置条例(昭和三十六年四月鳥
取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「二十人以内」を「二十五人以内」に、
同条第二項第三号中「一〇人」を「十四人」に、同条同
項第四号中「四人」を「五人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県魚市場条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

この条例は、公布の日から施行する。

硫化染料

口染色	淡色	一キログラムにつき	一〇〇円
中色	"		一一〇円
濃色	"		三一〇円
酸性、堿基性直接各染料			一三〇円
淡色	"		一〇〇円
中色	"		一一〇円
濃色	"		三五〇円
媒染染料			一一〇円
淡色	"		一一〇円

特殊染色

ナフトール染色	濃色	グ	二一〇円
中色	"		二、二〇〇円
濃色	"		二二〇円
淡色	"		二、二〇〇円
中色	"		二、二〇〇円
濃色	"		二二〇円

別表の(手数料)の三検定又は鑑定の項中「コンクリート
材」を「コンクリート、コンクリート製品又は金属材
検査料」に改める。

別表の(手数料)の四調整加工の項の織物原料の加工
料の検定 // 一〇〇円に改める。

別表の(手数料)の四調整加工の項中
バット、インダンスレンその他

二五〇円
四二〇円

別表の(手数料)の四調整加工の項中
丸鋸 // 五〇〇円に改める。

別表の(手数料)の四調整加工の項中
丸鋸 // 五〇〇円に改める。

木材加工

抽斗鳩尾結合	一組につき	一〇円
板組鳩尾結合	一箇所につき	一〇円
ルーリターゲル	一時間につき二五〇円	

別表の(手数料)の四調整加工の項中
六センチメートル以下丸鋸刀 // 七〇円を「超硬刃

二五〇円
四二〇円

第一条 この条例は、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。)の規定に基づき、

及び方法並びに広告物を掲出する物件の設置及び維持について、必要な規制を行なうことを目的とする。

第二章 広告物等についての規制

(禁止)

第二条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)

第二十七条の規定により指定された国宝及び重要文化財のうち別表第一に掲げるものの周囲五百メートル以内の地域

二 古墳又は墓地

2 次の各号に掲げる物件に、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

一 橋りよう

二 街路樹及び路傍樹

三 形像及び記念碑

(制限)

第三条 次の各号に掲げる地域又は場所において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、規則で定める手続に従い、知事の許可を受けなければならない。

一 市の区域のうち別表第二に定める区域

二 文化財保護法第六十九条第一項若しくは第二項又は第七十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域

一 市の区域のうち別表第二に定める区域

三 鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第三十条第一項の規定により指定された森林のある地域

四 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十一条第一項第十一号の規定により保安林として指定された森林のある地域

五 鉄道、軌道、索道及び別表第三に掲げる道路(以降の各号に掲げる区域)

下「道路等」という。)並びにこれらに接続する二百メートル以内の地域で当該道路等から展望できる場所

2 前項の規定による許可の期間は、三年をこえることができない。

(許可の内容の変更)

第四条 前条の規定により許可を受けた者は、広告物の表示場所又は形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならぬ。広告物を掲出する物件の設置場所又は設置方法を変更しようとする場合もまた同様とする。

(許可の基準)

第五条 第三条第一項及び前条の許可の基準は、規則で定める。

(許可の表示)

第六条 第三条第一項又は第四条の規定により許可を受けた者は、その広告物又は広告物を掲出する物件に、許可番号、許可の期間並びに管理人の住所及び氏名を

表示しなければならない。ただし、紙又は布で作製された広告物については、この限りでない。

(手数料)

第七条 第三条第一項及び第四条の規定により許可を受けようとする者は、別表第四に定める手数料を鳥取県収入証紙により納付しなければならない。

(違反等に対する措置)

第八条 知事は、第二条、第三条第一項又は第四条の規定に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定に違反する広告物を掲出する物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの除却を命ずることができる。

2 知事は、広告物又は広告物を掲出する物件が次の各号の一に該当する場合は、当該広告物若しくは広告物を掲出する物件を設置し、又は管理する者に対し、これらを改修、移転、除却その他の必要な措置を命ぜることができる。

一 汚染、変色等により美観風致を害し、又は害する

おそれがあると認められるに至つたとき。

二 栄廢、破損等により公衆に対して危害を及ぼし、又は及ぼすがあると認められるに至つたとき。

三 知事は、前条の規定により広告物を掲出する物件の除却を命じようとする場合において、当該広告物を掲出する物件を設置し、又はこれを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、三十日以内の期間を定めて、これを除却すべき旨及びその期間に除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(適用の除外)

第十一条 次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、第二条及び第三条の規定は、適用しない。

- 一 法令の規定により表示し、又は設置されるもの
- 二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)その他の法律の定めるところにより行なう選挙運動のために表示し、又は設置されるもの

(設置)

第十二条 知事の諮問に応じて広告物に関する重要事項を調査審議させるため、鳥取県屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第十三条 審議会は、委員十八人以内で組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、知事が委嘱し、

又は任命する。

- 一 学識経験者 八人
- 二 商工会議所関係者 二人
- 三 広告業者 三人
- 四 関係行政機関の職員 五人

(任期)

第十三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第十四条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第十五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する細則)

第十六条 この章に規定するものを除くほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(第四章 罰則)

第十七条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第十八条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

三 自己の氏名、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもの(広告物の表示面積が十平方メートルをこえるものを除く。)

四 はり紙又ははり札で規則で定めるもの

五 一時的又は仮設的なもので規則で定めるもの

六 公益上やむを得ないもの又は慣例的なもので規則で定めるもの

第五章 雜則

(委任)

第二十条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附則

1' この条例は、昭和三十七年十月一日から施行する。

ただし、第四章の規定は、昭和三十八年一月一日から施行する。

2' この条例施行の際、改正前の鳥取県屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)の規定により許可を受けた広告物又は広告物を掲出する物件は、その許可期間満了のときまでは、なお従前の例による。

3' この条例施行の際、現に存する広告物又は広告物を掲出する物件で改正後の条例第三条第一項の規定により新たに許可を要することとなつたものについては、この条例施行の日から起算して六月間は、同条の規定により許可を受けたものとみなす。その期間内に同条の許可を申請した場合において、その申請について許

可又は不許可の処分があるまでの間も、また同様とする。

4' この条例施行の際、旧条例の規定によりなされた許可以外の処分又は申請は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた処分又は申請とみなす。

5' この条例施行の際、旧条例の規定により委嘱又は任命され現にその職にある審議会の委員は、改正後の相当規定によりそれぞれ委嘱又は任命されたものとみなす。ただし、その任期は、従前の任期の残存期間とする。

6' この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一 国宝及び重要文化財

種別	名	称	所在地
国宝	三仏寺奥の院(投入堂)	一棟	三朝町門前
重要文化財	三仏寺納経堂	一棟	三朝町門前
重要文化財	三仏寺地藏堂	一棟	三朝町門前
重要文化財	三仏寺文殊堂	一棟	三朝町門前

00759

(第3種郵便)
物認可

23 昭和37年7月18日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第52号

00758
(第3種郵便)

昭和37年7月18日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第52号

22

00759

(第3種郵便)
物認可

23 昭和37年7月18日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第52号

県道米子境線
県道鳥取浜坂香住線
県道鳥取鹿野倉吉線
県道倉吉青谷線
県道倉吉大山線

全線

鳥取市今町から同市松原まで
三朝町三朝から倉吉市宮川町まで
倉吉市八屋から東伯郡泊村字原まで

別表第二 市の区域のうち許可を要する区域

市	区	域
鳥取市	昭和二十八年七月一日町村合併前の区域	
米子市	昭和二十八年十月一日町村合併前の倉吉町及び上井町の区域	
倉吉市	昭和二十九年八月十日町村合併前の境町、外江町及び上道村の区域	
境港市		

別表第三 広告物の表示等について許可を要する道路の区間

道	路	間
一級国道九号線		
一級国道二十九号線		
二級国道岡山鳥取線	全線	全線
二級国道岡山松江線	全線	全線
二級国道津山米子線	全線	全線
二級国道広島米子線	全線	全線
県道鳥取浜坂香住線	全線	全線
県道鳥取鹿野倉吉線	全線	全線
県道倉吉青谷線	全線	全線
県道倉吉大山線	全線	全線

25 昭和37年7月18日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第52号、(第3種郵便物認可)

面積		面積		面積		面積	
一〇・〇平方メートル以上		一〇・〇平方メートル未満		一〇・〇平方メートル以上		一〇・〇平方メートル未満	
面積		面積		面積		面積	
広告塔幕	広告塔幕	電柱及び街灯柱	電柱及び街灯柱	アドバルーン	アドバルーン	ネオングローブ	ネオングローブ
一個	一個	高さ五メートル未満	高さ五メートル以上	一基	一基	一、〇〇〇円	二〇〇円
一個	一個	一基	一基	一基	一基	五〇〇円	一、〇〇〇円
一個	一個	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	二〇〇円	一、〇〇〇円
一個	一個	三〇〇円	八〇〇円	三〇〇円	八〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円

昭和37年7月18日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第52号 (第3種郵便
物認可) 24

別表第四

廣告物許可申請手數料

区 分	規 格	單 位	手 数 料	摘要	要
は り 紙	百枚まで又は百枚 を増すことには	一〇〇円	はり紙とは、紙類を使用して作製された ものをいう。		
は り 札	五枚まで又は五枚 を増すことには	一〇〇円	はり札とは、布、木又は金属等の材料で 作製され、その面積が〇・二平方メートル 未満のものをいう。		
面 積 一・五 平 方 メ ト ル 未 滿	一個	一〇〇円	（第十条の規定）により適用除外される もの（広告板とは、木、金属その他の材料を使 用して作製されたものをいう。）		
五・〇 平 方 メ ト ル 以 上	一 個	三〇〇円			
面 積 一・五 平 方 メ ト ル 未 滿	一 個	一〇〇円			
五・〇 平 方 メ ト ル 未 滿	一 個	一〇〇円			

鳥取県農業協同組合合併助成条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県条例第三十二号

鳥取県農業協同組合合併助成条例

(目的)

第一条 この条例は、農業協同組合の健全な発展に資するため、農業協同組合の合併についての援助及び合併に係る農業協同組合の事業經營の基礎を確立するのに必要な助成の措置を定めて、農業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

(助成措置)

第二条 知事は、予算の範囲内において、規則で定めるところにより、市町村に対し、次の各号に掲げる経費につき、補助金を交付することができる。

一 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合とする。以下「組

入金の利子の支払に要する経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

イ 農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項に定める農業近代化資金又は農林漁業金融公庫からの借入金

ロ イに掲げるもののほか、合併経営計画（農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）

第二条第一項の合併経営計画で同法第四条第二項の規定による知事の認定を受けたものをいう。以下同じ。）に従い、合併組合の事業經營を適正かつ能率的に行なうため又は当該組合と組合員との間ににおける利用及び協力を強化するため必要な施設の取得に係る借入金

ハ 合併前の組合から引き継いだ固定した債権のうち知事が認定した額に相当する資金を調達するために借り入れた借入金

（補助対象）
第三条 前条の規定により補助金の交付を受けることの

できる市町村は、次の各号の要件のすべてをみたす合併組合又は当該合併組合に係る合併協議会に対し助成を行なう市町村とする。

一 組合の地区が同一市町村の区域に属する組合の全部が合併して、当該市町村の区域を地区とするものであること。ただし、合併後の組合の規模が適正かつ能率的な事業經營を行なうのに十分なものであると知事が認めたものはこの限りでない。

二 合併経営計画をたてて、合併したものであること。

三 昭和三十六年四月一日から昭和四十年三月三十一日までに合併したものであること。

(委任)

第四条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

この条例は、公布の日から施行する。

「合併組合」という。又は合併協議会、組合がそ

の組合の役員、市町村の長等を構成員として合併に関する協議及び連絡のため設置した機関をいう。以下同じ。）に対し、合併に関する調査研究のために必要した経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

二 合併に際して、合併する組合の組合員の持分を調整するため組合が当該組合の組合員に貸し付けた資金の利息を合併組合が減免した場合に、当該合併組合に対し、その減免した利息の額の全部又は一部に相当する金額を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

三 営農指導員を設置した合併組合に対し、その設置に要する経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

四 次の借入金を借り入れた合併組合に對し、その借

昭和三十七年七月十八日

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

鳥取県条例第三十三号

鳥取県境港水産会館使用料条例

二朗

附則

この条例は、昭和三十七年九月十五日から施行する。

別表

第一條 鳥取県境港水産会館の事務室又は会議室を使用する者は、この条例の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第二条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第三条 知事は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。

一 國又は地方公共団体が使用するとき。

二 公共的団体が使用するとき。

三 その他知事が特に必要と認めたとき。

(委任)

鳥取県營境港魚市場使用料条例

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第三十四号

鳥取県營境港魚市場使用料条例

第一条 鳥取県營境港魚市場を使用して水産物を販売し、又は荷さばきをする者は、この条例の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用料の納付)

鳥取県立青年の家の設置及び使用料に関する条例をここに公布する。

00765

(第3種郵便
物認可)

昭和37年7月18日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第52号

00764

(第3種郵便
物認可)

28

水産物販売のため の使用額	使用区分	金額	額
1 生鮮水産物 一箱又は二〇キログラムにつき九円で算出した額 2 加工水産物 一箱又は二〇キログラムにつき九円で算出した額	水産物販売金額に千分の五を乗じて得た額	金額	額

附 則

- この条例は、昭和三十七年九月十五日から施行する。
- 境港揚施設使用料条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第十号)は、廢止する。
- この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 委任

(設置)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十条の規定に基づき、鳥取県立青年の家を設置する。

(名称及び位置)

第二条 鳥取県立青年の家(以下「青年の家」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取青年の家	鳥取市

第三条 青年の家に、事務職員その他の所要の職員を置く。

(使用料の納付)

第四条 青年の家を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

別 表

区分		使 用 料
宿泊料	休憩料	
青少年が一〇人以上の団体で宿泊する場合	一人一泊につき	八〇円
青少年が宿泊する場合	一人一泊につき	一〇〇円
その他の者が宿泊する場合	一人一泊につき	二〇〇円
青少年が休憩する場合	一人一回につき	三〇円
その他の者が休憩する場合	一人一回につき	五〇円
青少年が使用する場合	一回につき	四〇〇円
その他の者が使用する場合	一回につき	五〇〇円

(既納の使用料)

第六条 既に納付した使用料は、還付しない。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

この条例は、昭和三十七年九月一日から施行する。

附 則

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県条例第三十六号

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部局設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

第五条第五号を削る。

附 則

この条例は、昭和三十七年八月一日から施行する。